

特殊健康診断（法定健康診断）

じん肺健康診断 健診項目

じん肺法施行規則に定められた29種類の粉じん作業のいずれかに常時従事し、または従事したことのある労働者に対しては、①就業時②定期③定期外④離職時に、次の項目のじん肺健康診断を行わなければなりません。じん肺健康診断の結果、管理区分が管理2または管理3となった労働者（じん肺有所見者）には「肺がんに関する検査」を行うこととなっています。

- 粉じん作業についての職歴の調査
- 胸部X線写真による検査（胸部全域の直接撮影）

【胸部X線写真にじん肺の所見が認められる方に行う検査】

- 胸部に関する臨床検査
 - ・既往歴の調査
 - ・胸部の自覚症状及び他覚所見の有無の検査
- 肺機能検査（一側の肺野の3分の1を超えるじん肺による大陰影の認められる方と合併症のある方を除く）
 - 〔一次検査〕スパイロメトリー及びフローボリューム曲線による検査
 - 〔二次検査〕動脈血のガス分析検査（二次検査は所定の要件を満たす場合のみ）
- 結核精密検査（結核またはその疑いのある方）
 - ・結核菌検査
 - ・X線特殊撮影による検査
 - ・赤血球沈降速度検査
 - ・ツベルクリン反応検査
 - ※医師が必要でないと認める場合は一部の検査を省略することができます。
- その他の検査（肺結核以外の合併症の疑いがある方については次の検査のうち、医師が必要と認めた項目について行う）
 - ・結核菌検査
 - ・たんに関する検査（肺がんに関する検査としては、喀痰細胞診を行う）
 - ・X線特殊撮影による検査（肺がんに関する検査としては、胸部らせんCT検査を行う）

じん肺健康診断の種類とその対象者

種類	対象者	じん肺管理区分	適用の条件	健診の時期等
就業時	新たに常時粉じん作業に従事するもの		[次に示す者は対象外] ・ 以前に常時粉じん作業に従事すべき職業に従事したことがない者 ・ 1年以内のじん肺の健康診断で所見なしまたは管理1の者 ・ 1年以内のじん肺健康診断で管理2または管理3イの者 ・ 6月以内のじん肺健康診断で管理3ロの者	就業の際
定期	常時粉じん作業に従事する者	管理1		3年以内ごとに1回
		管理2 管理3		1年以内ごとに1回
	常時粉じん作業に従事させたことがあり、現在粉じん作業以外の作業に常時従事する者	管理2		3年以内ごとに1回
		管理3		1年以内ごとに1回
定期外	常時粉じん作業に従事し、労働安全衛生法に基づく一般健康診断及び特殊健康診断でじん肺の所見があり、またはその疑いがある者		管理1またはじん肺管理区分が未決定である者	遅滞なく
	合併症による療養または休業不要と診断された者		合併症で1年を超えて療養または休業していた者	遅滞なく
	労働安全衛生規則に基づく一般定期健康診断の胸部X線検査及び喀痰検査において肺がんにかかっている疑いがないと診断された者以外の者	管理2	常時粉じん作業に従事させたことがあり、現在粉じん作業以外の作業に常時従事する者	遅滞なく
離職時	常時粉じん作業に従事し、1年以上継続勤務した者で、離職の際にじん肺健康診断を行うように求めた者	管理1	前回のじん肺健診からの経過期間が1年6月以上	
		管理2 管理3		
	常時粉じん作業に従事させたことがあり、現在粉じん作業以外の作業に常時従事し、1年以上継続勤務した者で、離職の際にじん肺健康診断を行うように求めた者	管理2 管理3	前回のじん肺健診からの経過期間が6月以上	

じん肺管理区分

じん肺管理区分	じん肺健康診断の結果	
管理1	じん肺の所見がないと認められる者	
管理2	エックス線写真の像が第1型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められる者	
管理3	イ	エックス線写真の像が第2型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められる者
	ロ	エックス線写真の像が第3型または第4型(じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のものに限る)で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められる者
管理4	(1)エックス線写真の像が第4型(じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるのものに限る)と認められる者 (2)エックス線写真の像が第1型、第2型、第3型または第4型(じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のものに限る)で、じん肺による著しい肺機能の障害があると認められる者	